

(通所介護事業所 平和の杜)

「介護予防・日常生活支援総合事業」 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(静岡県指定 第 2270400548 号)

当施設はご利用者に対して、介護予防通所介護相当サービスを提供します。
施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを
次の通り説明いたします。

※当サービスの利用は、原則として要支援認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆ 目次 ◆◆

1	通所介護の運営の方針	1
2	事業者の概要	1
3	事業所の職員の概要	1
4	通所介護事業所の概要	2
5	営業日及びサービスの提供時間	2
6	サービスの内容	2
7	サービスの利用方法	3～4
8	職員の遵守事項	4
9	サービス利用に当たっての留意事項	4
10	利用料金	4～5
11	緊急時の対応方法	5
12	非常災害対策	5
13	苦情処理	6

当事業者が提供する通所介護の内容に関し、あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 通所介護の運営の方針

創立の精神である「キリスト教精神に立って、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。」（定款）を運営の基盤に、職員は、愛と奉仕の姿勢を持ち、『人格を尊重し、生きる喜び、生きる自由、生きる希望を作ります。』という法人の理念を実現する為に、利用者お一人お一人に向かい合い、その意味を尊重し、明るい家庭的な雰囲気の中で、日ごと生き生きと自立生活を継続することができるように通所介護サービスを提供することを運営の方針とします。

2. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 十字の園
主たる事務所の所在地	静岡県浜松市浜名区細江町中川 7220-11
電話番号	053-439-9100
代表者氏名	理事長 鈴木 淳司

事業所の名称	介護予防通所介護事業所 平和の杜
事業所の所在地	静岡県伊東市吉田 825-1
電話番号	055 7-45-0586 (FAX) 0557-45-2078
介護保険事業所番号	静岡県 2270400548 号
指定年月日	平成 19 年 3 月 1 日
交通の便	J R 伊東駅よりバスで約 30 分「大池小学校」下車、徒歩 2 分
通常の事業の実施地域	伊東市

3. 事業所の職員の概要 (契約書第 2 条)

当施設では、利用者に対して介護予防通所介護相当サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉職員の配置については、介護保険法に基づく指定基準を遵守しています。

職 種	指定基準
1. 管理者	1 名
2. 生活相談員	1 名以上
3. 介護職員	1 名以上
4. 機能訓練指導員（看護職員が兼務）	1 名以上

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 生活相談員 介護職員	勤務時間：8：15～17：15
2. 看護職員	勤務時間：8：30～17：30 *非常勤で、半日勤務となる場合もあります。
3. (機能訓練指導員)	勤務時間：10：00～15：15

4. ご利用事業所の概要

定員	○ 小規模型 15人（1単位）
食堂及び機能訓練室	○ 食堂、機能回復訓練室、
浴室	○ 入浴設備（一般浴槽・脱衣室）
その他の設備	○ 静養室、相談室（会議室） ○ 送迎車：ワゴン車2台

5. 営業日及びサービスの提供時間

月曜日～金曜日 (12月31日～1月3日 はお休みとなります)	営業時間 8：15 ～ 17：15 サービス提供時間 9：50 ～ 16：00 また、大雪などの悪天候のために休業することがあります。
---------------------------------------	---

6. サービスの内容

「サービス」の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行います。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴介助
- (3) 機能訓練
- (4) 健康状態の確認
- (5) 身体介助
- (6) 送迎
- (7) 日常生活における相談及び援助

7. サービスの利用方法

(1) 利用開始

- 当事業所の担当職員より当事業所の介護予防通所介護の内容等についてご説明します。
- この説明書によりあなたからの同意を得た後、当事業所が介護予防通所介護計画を作成し、サービスの提供を開始します。
- あなたが介護予防計画の作成を依頼している場合は、事前に地域包括支援センターにご相談ください。

(2) サービス利用をやめる場合

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要支援認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

(契約書第 19 条参照)

- ①利用者が死亡した場合
- ②要支援認定により利用者の心身の状況が要介護又は自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業者を閉鎖した場合
- ④事業者の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(3) 利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 20 条、第 21 条参照）

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 2 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②利用者が入院された場合
- ③利用者の「介護予防計画」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護予防通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者のご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、施設が適切な対応をとらない場合

(4) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 22 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④利用者又はその家族が、事業者や従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

(5) 契約の終了に伴う援助（契約書第 19 条第 2 項参照）

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必

要な援助を行うよう努めます。

8. 職員の遵守事項

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者または代理人の請求に応じて閲覧、複写物を交付します。
- 事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

○事故発生時の対応

- ①ご利用者に対し、サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ②前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- ③ご利用者に対するサービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. サービス利用に当たっての留意事項 (契約書第27条参照)

- 施設、設備、敷地は本来の用途にしたがって利用してください。
- 故意に又は注意を払えば避けられたにも関わらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合は利用者の自己負担により原状に復していただく、又は相当の代価をいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- 事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。
- 職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)・精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)・職員に対するセクシャルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ好意的態度の要求、性的ないやがらせ行為)行為の発生などにより、サービスを適切に提供できない状況になった場合には、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

10. 利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス (契約書第2条参照)

- ① 別紙の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(サービス利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。)ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。(介護予防通所介護費 5～6時間)
- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
- その他、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(厚生省告示第19号)に規定される介護予防通所介護サービスを受けた場合は、一定の料金を負担していただきます。

(2) 介護保険の給付対象外サービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

「事業」を提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護保険負担割合証にされた負担割合を乗じた額とします。

- 2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額とする。
- 3 事業所は前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができます。
 - (1) 食事の提供に要する費用については、500円を徴収する。
 - (2) 教養娯楽費（材料費等） 実費
 - (3) 紙おむつ、パッド 実費
- 4 その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものに係る費用については実費を徴収します。
- 5 「事業」の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払に同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けるものとします。
- 6 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文章で説明した上で、その内容及び支払に同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けるものとします。
- 7 法定代理受領サービスに該当しない「事業」に係る利用料の支払いを受けた場合、提供した「事業」の内容、費用の額その他必要と認められた事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付します。

（3）利用料金の支払方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、月末締めで請求書を翌月20日頃までに発行いたします。お支払方法は翌々月12日に口座自動振替になります。予め預金残高をお確かめ下さい。

（4）キャンセル料

あなたのご都合により通所介護をキャンセルした場合には、下記の料金を頂きます。キャンセルする場合は、至急当事業所に連絡してください。

ア 利用前のキャンセルの場合

利用日前日の午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
利用日前日の午後5時までにご連絡がなかった場合	当日の基本料金の10% (自己負担相当分)

イ 利用中のキャンセルの場合

あなたがサービスを利用している期間でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

（5）その他

あなたの被保険者証に支払方法の変更の記載（あなたが保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当施設でサービス提供証明書を発行します。この証明書を後日、管轄する市町村の窓口へ提出して差額の払い戻しを受けてください。

1 1. 緊急時の対応方法 （契約書第10条）

通所介護の提供中に、あなたに容体の変化等があった場合は、速やかに家族に連絡を取りあなたの主治医等に連絡します。

1 2. 非常災害対策（契約書第 11 条）

非常時の対応	火災、天災等、災害時においては、すみやかに安全を確保し人命救助に努めます。地震警戒宣言発令の際には、直ちにご自宅にお送りしてご家族、地域での非常対策に即した行動が取れるように致します。
防災設備	消火器、スプリンクラー、自家発電装置、防災倉庫など
消防計画	内 容：消防署への届出および、防火管理者の設置 防災機構、自主防災、避難・救援活動、教育・訓練

1 3. 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 虐待防止の措置を講ずるための担当者を設置しています。

虐待防止に関する担当者 小林 久美子

1 4. 身体拘束について

- 1 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体の保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。
- 2 やむをえず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容・目的・緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過記録等の記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を第 2 1 条第 2 項の運営に報告する。

1 5. 秘密保持義務について

- 1 事業者及び従業者は、通所介護サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前 2 項にかかわらず、利用者に係る居宅介護支援事業所等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、事前に文書で同意を得た上で、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

1 6. 居宅介護支援事業者等との連携

- 1 事業者は、通所介護の提供に当たり、居宅介護支援事業所その他保健医療サービスや福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、通所介護の提供の終了（解約の場合も含みます）に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、終了の旨の内容を速やかに居宅介護支援事業所に連絡します。

1 7. 衛生管理等

- 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとします。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

18. 業務継続計画の策定等について

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19. 地域との連携について

- 1 「事業」の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域の交流を図るものとします。
- 2 当事業所が行う「事業」を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置します。
- 3 運営推進の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所所在市の市職員又は包括支援センター職員、地域密着型サービスについて知見を有する者等とし、おおむね6か月に1回以上開催する。
- 4 事業所は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。
- 5 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表します。

20. 苦情処理（契約書第13条）

(1) 苦情の受付

あなたは、当事業者の介護予防通所介護の提供について、いつでも苦情を申立てることができます。あなたは、当事業者に苦情を申立てたことにより、何らの差別待遇を受けません。

当事業所の介護予防通所介護についての苦情を受け付ける窓口担当者は、以下の通りです。

苦情相談窓口	担 当：小林 久美子
苦情解決責任者	施設長：重永 仁美
	電話番号 0557-45-0586

当事業所の中には、苦情受付ボックスが施設の玄関、通所介護フロアに設置してあります。備え付けの用紙に苦情等を記入して投函して下さい。また、法人十字の園法人本部でも苦情を受付けています。

（２）苦情対応について

受け付けた苦情は、その内容等を記録し、施設の苦情解決検討委員会や中立な立場の第三者委員を交えた第三者委員会にて審議されます。第三者委員会は定期的に開催し、苦情解決責任者（事業所長）より、第三者委員に報告いたします。利用者やご家族は、苦情解決のため第三者委員を交えた話し合いも可能です。

この他、下記の市町村や国民健康保険団体連合会窓口で苦情を申し立てることができます。

伊東市高齢者福祉課	所在地 〒414-8555 伊東市大原 2-1-1 電話番号 0557-32-1563 FAX 0557-36-1165 営業時間 平日 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 〒420-0824 静岡市葵区春日町 2 丁目 4 番地 34 号 電話番号 054-253-5590 FAX 054-253-5589 営業時間 平日 9:00～17:00
静岡県福祉サービス運営 適正化委員会	所在地 〒420-0856 静岡市葵区駿府町 1 の 7 0 電話番号 054-653-0840 FAX 054-653-0840 営業時間 平日 8:30～17:00 メールアドレス kujou@shizuoka-wel.jp

令和 年 月 日 介護予防通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

所在地 静岡県伊東市吉田 8 2 5 - 1
名 称 社会福祉法人十字の園 通所介護事業所 平和の杜

説明者 小林 久美子 印

私は、本書面に基づいて施設から重要事項の説明を受け、介護予防通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者の希望により、円滑な援助を行うため医療機関等に利用者に関する心身等の情報提供の必要がある場合、施設が利用者の情報を関係機関へ提供することに同意します。

利用者住所： 氏名 印

代理人住所： 氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第 3 4 号（平成 1 8 年 3 月 1 4 日）の規定に基づき、地域密着型通所介護申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

